

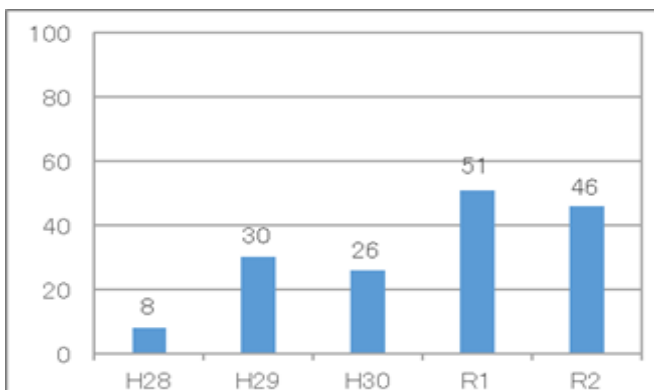
電力変更、必要性確認

2016年に電力小売りが全面自由化され、新たな事業者の参入もあり、さまざまな事業者がいろいろな料金プランを提示しています。そんな中、電気の契約の切り替えに関するトラブルの相談も多く寄せられています。

- ▼電話で電気の契約先を変更しないかと勧誘を受けた。電気料金が今より安くなると言われ、聞かれるままに請求書に記載のある番号を伝えた。最終的に契約はしなかったが、番号を伝えてしまったことで契約したことにならないか不安。(69歳・男性)
- ▼自宅に事業者が訪問してきて「電気メーターを見せてほしい」と言われた。契約をしている大手の電力会社と思わせる話し方だったので、勘違いして言われるままの手続きをしてしまいそうになった。(49歳・女性)
- ▼携帯電話の機種変更のため販売店に行ったところ、電気と携帯電話の契約をセットですると割安になると勧誘された。携帯会社がわざわざ電気の契約を勧誘することに驚いた。詳細な説明が不十分で安くなる仕組みがわからなかった。(57歳・女性)

電気の契約変更について勧誘を受けたときは、まず、事業者名や連絡先を確認しましょう。

勧誘を受けたプランの内容、契約期間、割引要件や途中解約の条件を確認して、契約変更の必要性をしっかりと検討しましょう。電気の契約先を変更する際には、毎月の検針票に記載されている「供給地点特定番号」と顧客番号(「お客さま番号」)が必要となるため、契約を切り替える意思がなければ情報を安易に伝えないようにしましょう。



※県内の消費生活相談窓口寄せられた電力自由化の相談件数
(R2は2月末時点)

訪問販売や電話勧誘による電気の契約は、契約書面を受け取ってから8日以内であれば、特定商取引法に基づくクーリング・オフができます。

おかしいと思ったり、不安に感じたりしたら一人で悩まず、まずは最寄りの消費生活相談窓口にご相談しましょう。

岐阜県県民生活相談センターの消費生活相談窓口では、訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などでのトラブルや、身に覚えのない請求などの相談を電話又は面接で受け付けています。

電話：058-277-1003

月～金曜日8:30～17:00 土曜日9:00～17:00(電話相談のみ)

消費者ホットライン：☎(局番なし)188番(いやや!)

※188番は、お近くの市町村又は県の相談窓口につながります。